

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会設置要領

(目的及び設置)

第1条 循環型社会の構築や地球温暖化防止等の推進に向け、身近で誰でも簡単に取組むことができ、大きな波及効果が期待できる容器包装廃棄物の削減について、具体的な取組を推進するため、山口県容器包装廃棄物削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に定める事項を所掌する。

- (1) 容器包装廃棄物の削減等に関する具体的な取組に関すること
- (2) 容器包装廃棄物の削減等に関する情報交換及び情報提供に関すること
- (3) 県民等への普及啓発に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 協議会は、県民(消費者団体)、事業者(小売業者)及び行政機関からなる別表1に掲げる委員で組織する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、協議会を統括する。

(協議会)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員は、協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる委員で組織する。

- 2 幹事会は、事務局が招集し、協議会に付議すべき事項の事前調整・協議、その他容器包装廃棄物削減等に関する必要な事項について検討、協議する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 2月17日から施行する。

別表1（第3条関係）

分野	事業者・団体等名	役職
県民 (消費者団体)	山口県地域消費者団体連絡協議会	会長
	山口県消費者団体連絡協議会	事務局長
	山口県連合婦人会	会長
	山口県生活学校・生活会議推進協議会	会長
	山口県J A女性組織協議会	会長
	山口県漁協女性部	環境委員長
	(社)山口県快適環境づくり連合会	副会長兼専務理事
事業者 (小売業者)	別表のとおり（省略）	
市町	下関市	クリーン推進課長
	宇部市	廃棄物対策課長
	山口市	資源循環推進課長
	萩市	環境衛生課長
	防府市	クリーンセンター所次長
	下松市	環境推進課長
	岩国市	環境事業課長
	光市	環境事業課長
	長門市	生活環境課長
	柳井市	市民生活課長
	美祢市	生活環境課長
	周南市	リサイクル推進課長
	山陽小野田市	環境課長
	周防大島町	生活衛生課長
	和木町	住民サービス課長
	上関町	生活環境課長
	田布施町	町民福祉課長
平生町	産業課長	
阿武町	民生課長	
山口県	環境生活部	県民生活課長
		環境政策課長
		廃棄物・リサイクル対策課長

別表2（第6条関係）

分野	事業者・団体等名
県民 (消費者)	山口県地域消費者団体連絡協議会
	山口県消費者団体連絡協議会
事業者 (小売業者)	生活協同組合コープやまぐち
	株式会社中央フード
	マックスバリュ西日本株式会社
	株式会社丸喜 株式会社丸久
市町	下関市
	宇部市
	山口市
	萩市
	下松市
	岩国市 光市
山口県	環境生活部廃棄物・リサイクル対策課